原議保存期間	1年（令和5年3月31日まで）
有効期間	一種（令和5年3月31日まで）

警視庁交通部長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長

殿

警察庁丁交企発第309号
令和3年7月26日
警察庁交通局交通企画課長

飲酒運転の防止に向けた事業者への周知に伴う対応について（通達）

この度、警察庁及び国土交通省において、各府省庁に対し、所管する事業活動における飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や業務の効果的な実施方法について、事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任をはじめとする義務の遵守の徹底を図るよう依頼をしたところである。（別添参照）

これを踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記の事項について、関係機関・団体と連携した取組を推進し、業務使用の自動車による飲酒運転事故の絶無を期されたい。

記

1　安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進

安全運転管理者等に対する講習の機会等において、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことが、飲酒運転の防止の上で、より効果的であることを周知するほか、事業所におけるドライブレコーダーの車載促進、ドライブレコーダーによって得られた映像の交通安全教育や運転者管理への活用を促すなど、アルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進を通じた更なる飲酒運転の防止を図ること。

2　安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任状況に関する情報の公開による選任の促進

自動車保管場所証明事務との連携等により、安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握に努めること。

また、安全運転管理者を選任した旨の届出がなされている事業所に関する情報を各都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、情報の公開に努めること。なお、公開する情報には、少なくとも事業所名を含めることとするが、所在地などの事業所の特定が容易となる情報についても、可能な限り公開することが望ましい。

ただし、公開に際しては、各都道府県の個人情報保護条例や情報公開条例に照らして支障の生じないことをあらかじめ確認すること。

事　務　連　絡
令和３年７月２６日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

警察庁交通局交通企画課長
国土交通省自動車局安全政策課長

飲酒運転の防止に向けた建設業関連事業者団体等への周知について（依頼）

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故については、現在、千葉県警察において捜査が進められているところですが、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）においては、業務に使用する自動車の使用者（以下「自動車の使用者」という。）の義務として、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させることや、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させることが定められているほか、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定められています。

これに加え、自動車の使用者に対しては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「内閣府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務が定められています。安全運転管理者が行うべき業務としては、運転者に対して行う交通安全教育のほか、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められています。

なお、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことは、飲酒運転の防止の上で、より効果的であると考えられます。また、ドライブレコーダーについても、交通安全教育の際に活用すれば、運転の挙動の客観的な記録を通じて効果的な指導が期待できるほか、運転者の違反の抑止効果も期待できます。このほか、飲酒運転の防止のための留意点については、添付の『自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事

業者編」』が参考となります。

過去５年間における業務中の自家用車の飲酒運転事故のうち、全体の27.9%を建設業を職業とする運転者が占めていることを踏まえると、建設業における業務中の飲酒運転対策は急務といえます。

貴課におかれましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や、自動車の使用者又は安全運転管理者の行う業務の効果的な実施方策について、建設業関連事業者団体を通じ、会員企業及びその子会社に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いします。

なお、周知にあたっては、添付資料を適宜御活用ください。

【添付資料】

○　道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧

○　安全運転管理者の制度概要

○　都道府県警察窓口

○　ドライブレコーダーの活用に関する広報資料

○　自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）

事　務　連　絡
令和３年７月26日

各府省庁事業所管課長等　各位

警察庁交通局交通企画課長
国土交通省自動車局安全政策課長

飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故については、現在、千葉県警察において捜査が進められているところですが、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）においては、業務に使用する自動車の使用者（以下「自動車の使用者」という。）の義務として、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させることや、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させることが定められているほか、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定められています。

これに加え、自動車の使用者に対しては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「内閣府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務が定められています。安全運転管理者が行うべき業務としては、運転者に対して行う交通安全教育のほか、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められています。

なお、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことは、飲酒運転の防止の上で、より効果的であると考えられます。また、ドライブレコーダーについても、交通安全教育の際に活用すれば、運転の挙動の客観的な記録を通じて効果的な指導が期待できるほか、運転者の違反の抑止効果も期待できます。このほか、飲酒運転の防止のための留意点については、添付の『自動車運送事業者が事業用自動車

の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」』が参考となります。

各府省庁におかれましては、所管する事業に係る業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や、自動車の使用者又は安全運転管理者の行う業務の効果的な実施方策について、所管する事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いします。

なお、周知にあたっては、添付資料を適宜御活用ください。

【添付資料】

○　道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
○　安全運転管理者の制度概要
○　都道府県警察窓口
○　ドライブレコーダーの活用に関する広報資料
○　自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）
○　周知用ひな型

道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧

項目	法令	条文
安全な運転に関する事項を遵守させる義務	道路交通法 第74条第1項、第2項	(車両等の使用者の義務) 1　車両等の使用者は、その者の業務に関し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。 2　車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。
酒気帯び運転をすることを命じ、又は容認してはならない義務	道路交通法 第75条第１項第３号	(自動車の使用者の義務等) 1　自動車(重被牽(けん)引車を含む。以下この条、次条第１項及び第75条の２の２第２項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。 ③　第65条第１項（酒気帯び運転の禁止）の規定に違反して自動車を運転すること。
安全運転管理者を選任する義務	道路交通法 第74条の３第１項	(安全運転管理者等) 1　自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。)及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。
	道路交通法施行規則 第９条の８第１項	（安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数） 1　法第74条の３第１項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が11人以上の自動車にあつては１台、その他の自動車にあつては５台とする。
安全運転管理者の業務	道路交通法 第74条の３第２項	（安全運転管理者等） 2　安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第75条の２の２第１項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。
	道路交通法施行規則 第９条の10第５項	（安全運転管理者の業務） 5　運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の２第２項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

安全運転管理者の制度概要

1　安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

2　安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

○　**乗車定員が11人以上の自動車　１台以上**
○　**その他の自動車　５台以上**

※　大型自動二輪又は普通自動二輪は、それぞれ１台を0.5台として計算
※　運行管理者を置く自動車運送事業者の事業所、貨物自動車運送事業者の事業所を除く
※　台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を１人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の**副安全運転管理者の選任が必要**となります。

3　安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 （副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上）	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者、等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者、等

〈欠格事項〉

○　過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けた者
○　次の違反行為をして２年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反
○　次の違反を下命・容認してから２年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反

4　安全運転管理者等の業務

○　交通安全教育　○　運転者の状況把握　○　安全運転確保のための運行計画の作成
○　長距離、夜間運転時の交代要員の配置　○　異常気象時等の安全確保の措置
○　点呼等による飲酒、過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの確認と必要な指示　○　運転日誌の備え付けと記録　○　運転者に対する安全運転指導

5　安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければなりません。**

届出に関すること、安全運転管理者の制度に関してのご質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署にお問い合わせをお願いします。**

都道府県警察窓口（代表電話）一覧

管区	名称	電話番号
－	北海道警察本部	011-251-0110
	北海道警察函館方面本部	0138-31-0110
	北海道警察旭川方面本部	0166-35-0110
	北海道警察釧路方面本部	0154-25-0110
	北海道警察北見方面本部	0157-24-0110
東北	青森県警察本部	017-723-4211
	岩手県警察本部	019-653-0110
	宮城県警察本部	022-221-7171
	秋田県警察本部	018-863-1111
	山形県警察本部	023-626-0110
	福島県警察本部	024-522-2151
－	警視庁	03-3581-4321
関東	茨城県警察本部	029-301-0110
	栃木県警察本部	028-621-0110
	群馬県警察本部	027-243-0110
	埼玉県警察本部	048-832-0110
	千葉県警察本部	043-201-0110
	神奈川県警察本部	045-211-1212
	新潟県警察本部	025-285-0110
	山梨県警察本部	055-221-0110
	長野県警察本部	026-233-0110
	静岡県警察本部	054-271-0110
中部	富山県警察本部	076-441-2211
	石川県警察本部	076-225-0110
	福井県警察本部	0776-22-2880
	岐阜県警察本部	058-271-2424
	愛知県警察本部	052-951-1611
	三重県警察本部	059-222-0110
近畿	滋賀県警察本部	077-521-1231
	京都府警察本部	075-451-9111
	大阪府警察本部	06-6943-1234
	兵庫県警察本部	078-341-7441
	奈良県警察本部	0742-23-0110
	和歌山県警察本部	073-423-0110
中国	鳥取県警察本部	0857-23-0110
	島根県警察本部	0852-26-0110
	岡山県警察本部	086-234-0110
	広島県警察本部	082-228-0110
	山口県警察本部	083-933-0110
四国	徳島県警察本部	088-622-3101
	香川県警察本部	087-833-0110
	愛媛県警察本部	089-934-0110
	高知県警察本部	088-826-0110
九州	福岡県警察本部	092-641-4141
	佐賀県警察本部	0952-24-1111
	長崎県警察本部	095-820-0110
	熊本県警察本部	096-381-0110
	大分県警察本部	097-536-2131
	宮崎県警察本部	0985-31-0110
	鹿児島県警察本部	099-206-0110
	沖縄県警察本部	098-862-0110

国土交通省

今、赤信号でしたよね？

いやいや、青でした。

付けてますか？ ドライブレコーダー。

ドライブレコーダーは真実を語る目撃者です。

気付いてから事故が起こるまでの1秒にも満たない一瞬。パニックの中あなたは現場の状況を全て記憶できますか？
事故後、当事者間の言い分が食い違い、確たる証拠がないまま、あなたが一方的に悪者にされてしまい、
予想外の損害賠償を求められるといったケースがないとは言えません。
ドライブレコーダーを搭載していれば、現場の状況を映像で正確に再現する目撃者となります。
事故後の様々な手続きもスムーズに進めることができ、きっとあなたの証言を裏付けてくれる心強い味方になります。

ドライブレコーダーの3つのメリット

事故の正確な記録・証拠として

事故後の様々な手続きをスムーズに進めることができます。

安全運転の意識向上として

記録映像を見て、運転のくせや注意点を客観的に確認して見直すことができ、事故の抑止が期待できます。

安全教育への活用として

記録映像を利用しての運転者、乗務員の安全教育へ活用ができます。

ドライブレコーダーとは？

映像記録型ドライブレコーダーは、常時映像を記録したり、車両に衝撃や急ブレーキを感知したときに「さかのぼり記録」により前後10～20秒間の映像を記録したりします。これらの映像から事故や操作ミスがどういう状況で起きたかの確認ができます。

さかのぼり記録

事故や操作ミスがどのように発生したかがわかる。

国土交通省　後援 一般社団法人 日本損害保険協会　一般社団法人 外国損害保険協会　JA共済

こくみん共済（全労済）　全自共　交協連　JRC ドライブレコーダー協議会　NASVA 独立行政法人 自動車事故対策機構

ドライブレコーダーを活用して安全運転、安全指導を!!

事故原因の把握のために

事故が起きた時、ドライブレコーダーの映像は、交通事故の客観的な証拠として有効です。
（民事裁判の証拠として活用されたケースもあります）

信号無視、当て逃げや執拗な幅寄など、多くの方が危険運転に遭遇しています。
近年、ドライブレコーダーの記録映像は裁判などで証拠として有効になっています。
万が一の時、確かな証拠となるドライブレコーダーはあなたの過失の有り無しを証明する決め手になります。

※メモリーカードには寿命があります。定期的に確認を行いましょう。

■2019年度ドライブレコーダー統計出荷実績

出典：JEITA·JDRC（一般社団法人ドライブレコーダー協議会）

ドライブレコーダーの活用例

ドライブレコーダーが記録した交差点での事故。直後は双方が「信号は青だった」と証言しましたが、タクシーに搭載されていたドライブレコーダーが 軽自動車が信号を無視したという事実を記録していました。そして、タクシーに過失がないことを証明することができました。

画像提供＝（株）日本交通事故鑑識研究所

映像記録型ドライブレコーダー搭載率（年代別）

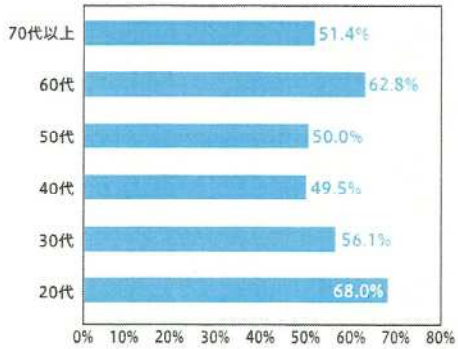

映像記録型ドライブレコーダーの導入理由（複数回答可）

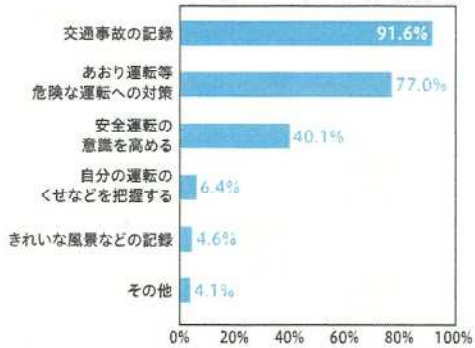

映像記録型ドライブレコーダーの導入効果

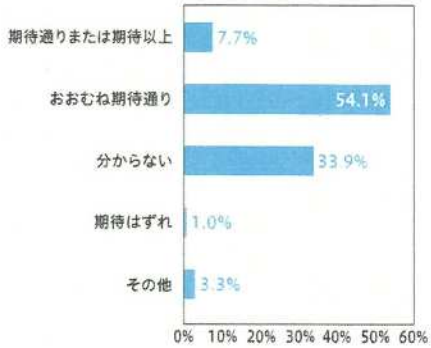

出典：国土交通省（国土交通行政インターネットモニター 910人に対するアンケート結果）

安全運転の意識向上として

ドライブレコーダーは交通事故の記録だけでなく、事故防止にも活用されています。例えば運転に自信があるドライバーでも記録映像を見て、運転のくせや注意点を客観的に確認できます。運送会社やタクシーなどのプロドライバーも安全教育の一環として映像を活用しています。

ドライブレコーダーの活用に関する情報は

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverec/index.html

ドライブレコーダー搭載のメリット・注意点等は

https://youtu.be/7w1pHc8k2_A

3．飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点

指導のねらい

飲酒や薬物の服用は、車の運転に多大な影響を及ぼします。飲酒や薬物の服用が身体に及ぼす影響について詳しく解説するとともに、飲酒や薬物の影響を受けた危険な状態での運転には厳しい罰則が定められていることを周知しましょう。

また、飲酒運転をしないための留意点や薬物の影響下での危険運転を防ぐための注意事項を確認し、運転者相互に注意し合える環境づくりを心がけましょう。

(1) 飲酒運転に対する罰則 法

ポイント

道路交通法では、酒酔い運転又は酒気帯び運転に対する罰則を規定しています。未だなくならない飲酒運転に対し、平成19年には罰則の強化とともに、酒類提供者や同乗者への罰則も設けられていることを説明しましょう。

○酒酔い運転は免許取消

○酒酔い運転で人身事故を引き起こした場合は「危険運転致死傷罪」となる。

【解　説】

平成19年の改正道路交通法では、未だなくならない酒酔い運転や酒気帯び運転に対する罰則が強化され、さらにはこれまでに罰則の対象となっていなかった車両提供や酒類提供、飲酒運転車両への同乗者に対しても罰則が設けられていることを運転者一人一人に認識させ、事業所全体で飲酒運転の防止に努めましょう。

○酒酔い運転は免許取消

罰則	酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転		3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数	酒酔い運転		35点
	酒気帯び運転	0.25mg以上	25点
		0.15mg以上0.25mg未満	13点
運転者以外への処罰	車両提供者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
		運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒類の提供車両の同乗者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○酒酔い運転で人身事故を引き起こした場合には危険運転致死傷罪に

危険運転致死傷罪	死亡事故	1年以上20年以下の懲役
	負傷事故	15年以下の懲役

(2) 飲酒運転防止のための留意点

ポイント

飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気が生じるなど車の運転に多大な影響を及ぼします。体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務前日から、飲酒・酒量を控えるよう指導しましょう。また、多量飲酒の傾向がある運転者に対しては、アルコール依存症の危険性についても認識させましょう。

【解　説】 法

○平成23年５月から、点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を使用すること等の義務付けが施行されました。

○飲酒は、車の運転に多大な影響を及ぼし、速度感覚が麻痺してスピードを出し過ぎる、気が大きくなって危険を危険と感じなくなり無謀な運転をする、視力が低下し視野も狭まるため信号を見落としたり計器類を見誤ったりする、反応時間が遅れたり的確なハンドルやブレーキ操作ができなくなる、意識がぼんやりしたり眠気が生じるなどの危険を招き、重大事故を起こしやすくします。

○体内に入ったアルコールはすぐには消えません。個人差はありますが、アルコール１単位（下記参照）が処理されるのが、約４時間と考えられています。乗務前日は飲酒、酒量は控えましょう。

○走行中は勿論のこと、休憩時や仮眠前の飲酒をしてはいけません。仮眠前に寝つきを良くするために飲酒する運転者も見られますが、これが酒気帯び運転を引き起こしています。休憩時や仮眠前の飲酒の習慣改善を呼びかけましょう。

○多量飲酒はアルコール依存症の原因となる可能性があります。普段から節度ある適度な飲酒を心掛けるよう指導するとともに、多量飲酒の傾向がある運転者に対しては、アルコール依存症の危険性について認識させましょう。必要に応じスクリーニングテストを実施し、アルコール依存症が疑われる運転者に対しては、早期の治療を指導しましょう。

アルコールの「１単位」が消えるのが約４時間

NPOアルコール薬物問題全国市民協会(ASK)では、純アルコール20gを含む酒類を「１単位」とし、これを体内で分解処理するには、約４時間かかるとの目安を提唱しています。

種類別の１単位の目安

ビール：500mℓ	日本酒：１合	ウイスキー：ダブル１杯
酎ハイ：350mℓ	焼酎：100mℓ	ワイン：小グラス２杯

アルコール検知器

■アルコール検知器として、高精度でアルコール濃度を測定できるほか、カメラによる顔写真の記録、測定内容の記録などができるものなどが販売されています。また、遠隔地で測定できる携帯型のものもあります。

■アルコールが残っているかどうかを、本人が自覚できていない場合もあるので、アルコール検知器による測定は有効です。

資料提供：東海電子㈱

アルコール依存症

■アルコール依存症をひとことでいうと、「大切にしていた家族、仕事、趣味などよりも飲酒をはるかに優先させる状態」です。具体的には、飲酒のコントロールができない、離脱症状がみられる、健康問題等の原因が飲酒とわかっていながら断酒ができない、などの症状が認められます。確定診断は ICD-10 診断ガイドラインに従います。診断ガイドラインは表の通りです。表の中で、２の典型は連続飲酒です。４は酩酊効果を得るための量が以前より明らかに増えているか、または、同じ量では効果が明らかに下がっている場合です。６では、本人が有害性に気づいているにもかかわらず飲み続けていることを確認します。

アルコール依存症(alcohol dependence syndrome)の ICD-10 診断ガイドライン

過去1年間に以下の項目のうち3項目以上が同時に1か月以上続いたか、または繰り返し出現した場合	
1	飲酒したいという強い欲望あるいは脅迫感
2	飲酒の開始、終了、あるいは飲酒量に関して行動をコントロールすることが困難
3	禁酒あるいは減酒したときの離脱症状
4	耐性の証拠
5	飲酒にかわる興味を無視し、飲酒せざるをえない時間やその効果からの回復に要する時間が延長
6	明らかに有害な結果が起きているにもかかわらず飲酒

■アルコール依存症の早期発見のツールとして、スクリーニングテストが使われることがあります。このテストは本人が回答して評価するように作成されており、点数配分などで本人の否認傾向も考慮されています。本人にアルコール依存症を気づかせるために、また、家族が本人の飲酒問題の程度を知るために使用するのは目的にかなっています、しかし、あくまでスクリーニングに使用するもので、診断基準ではないことに注意が必要です。わが国では現在、新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（新 KAST)、アルコール使用障害同定テスト（Alcohol Use Disorders Identification Test; AUDIT）などがよく使われています。

新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：男性版（KAST-M）
（http://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail_alcohol_test1.html）
新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：女性版（KAST-F）
（http://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail_alcohol_test2.html）

AUDIT は WHO により作成されたテストで、多くの国々でその妥当性が確認されています。

※厚生労働省ウェブサイト「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より
（http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html）

令和３年●月●日

（団体代表者等）　殿

●●●●●●●●

飲酒運転の防止に向けた事業者への周知について（依頼）

貴団体におかれましては、平素から●●に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、飲酒運転の防止に関連した自動車の使用者の義務や安全運転管理者が行う業務に関して、添付の依頼文のとおり警察庁及び国土交通省から周知がまいりました。

つきましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、添付の資料を踏まえ、貴団体傘下の事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いします。

【添付資料】

○　「飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）」（令和３年７月●日付け事務連絡）
○　道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
○　安全運転管理者の制度概要
○　都道府県警察窓口
○　自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）
○　ドライブレコーダーの活用に関する広報資料

令和３年●月●日

（事業主等）　殿

●●●●●●●●

飲酒運転の防止に向けた事業者への周知について（依頼）

貴社におかれましては、平素から●●に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、飲酒運転の防止に関連した自動車の使用者の義務や安全運転管理者が行う業務に関して、添付の依頼文のとおり警察庁及び国土交通省から周知がまいりました。

つきましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、添付の資料を踏まえ、貴社や関係する事業者における安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いします。

【添付資料】

○　「飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）」（令和３年７月●日付け事務連絡）

○　道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧

○　安全運転管理者の制度概要

○　都道府県警察窓口

○　自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び・監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）

○　ドライブレコーダーの活用に関する広報資料